



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和6年2月3日（土） 岐阜県発表資料			
所属名	担当係	担当者	電話番号
農産物流通課	課長	河尻 克晴	内線 4060 直通:058-272-8417 FAX :058-278-2682
家畜防疫対策課	家畜防疫対策監	小林 弘明	内線 4160 直通:058-272-8446 FAX :058-278-3533
生活衛生課	課長	佐橋 勝己	内線 3410 直通:058-272-8280 FAX :058-278-2627

飛驒牛の輸出の再開について

令和6年1月19日にお知らせしました、EU向け飛驒牛の輸出の一時停止、EU以外の海外向け輸出の自粛について、今般、基準値を上回る成分が検出された原因が判明し、再発防止について厚生労働省との協議が整ったことから、本日、2月3日付で、いずれも輸出を再開することとなりましたのでお知らせします。

記

1 基準値を上回る成分が検出された原因

- EU向け輸出牛肉において必要となる残留物質等モニタリング検査を行うに当たり、飛驒食肉衛生検査所の職員が検体を採材した際のナイフ、まな板、手洗いに使用した洗浄剤に含まれる「ジデシルジメチルアンモニウムメチルサルフェート※」の残留によるものと考えられる。

※ 1月16日に国から基準値超過について指摘を受け、使用実態等の調査を行っていた「塩化ジデシルジメチルアンモニウム」の類似物質。EUでは規制対象となっている。

2 再発防止策

- 洗浄剤及び検体採材手順の見直し
 - ・洗浄剤については、「塩化ジデシルジメチルアンモニウム（類似物質含む）」（以下「当該物質」）を含有しない代替品を使用する。
※飛驒食肉衛生検査所では、以前から塩化ジデシルジメチルアンモニウム含有品は未使用
 - ・手袋を検体ごとに交換する。
 - ・検体を直接まな板に接触させないように作業する。
 - ・器具等の洗浄後のすすぎを徹底する。
- 採材作業場所の変更
 - ・当該物質の検査のための検体採取時には、これまで使用していたと畜場内の「検査員室」を使わず、飛驒食肉衛生検査所において作業を行う。